

議案第 5 1 号

二宮町印鑑条例の一部を別紙のように改正する。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

出入国管理及び難民認定法等が一部改正され、特定在留カード及び特定特別永住者証明書の交付が開始されたことに伴う所要の整備等、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町印鑑条例の一部を改正する条例

二宮町印鑑条例（昭和53年二宮町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「非漢字圏の外国人住民」の次に「（漢字圏の外国人住民のうち本国における公的な身分証明書において氏名に漢字が使用されない者を含む。以下同じ。）」を加える。

第10条第2項第1号を次のように改める。

（1） 個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）（これらのうち、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項又は第22条の3第1項の規定により発行申請を行うことにより公的個人認証法第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）

第10条第2項第2号中「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(議案第 5 1 号) 二宮町印鑑条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
(登録印鑑の不受理) 第4条 (略) 2 町長は前項第1号及び第2号にかかわらず、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民<u>(漢字圏の外国人住民のうち本国における公的な身分証明書において氏名に漢字が使用されない者を含む。以下同じ。)</u>が住民票の備考欄に記録がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。 (印鑑登録証明書の交付申請) 第10条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、登録者は、多機能端末機(本町の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、必要な操作を行うことにより、印鑑登録証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。)に次の各号のいずれかに掲げるものを使用することにより、印鑑登録証明書の交付申請をすることができる。 (1) <u>個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)、特定在留カード(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。)</u>又は<u>特定特別永住者証明書(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。)(これらのうち、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。)第22条第1項又は第22条の3第1項の規定により発行申請を行うことにより公的個人認証法第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)</u> (2) 移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備をいい、公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)	(登録印鑑の不受理) 第4条 (略) 2 町長は前項第1号及び第2号にかかわらず、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。 (印鑑登録証明書の交付申請) 第10条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、登録者は、多機能端末機(本町の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、必要な操作を行うことにより、印鑑登録証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。)に次の各号のいずれかに掲げるものを使用することにより、印鑑登録証明書の交付申請をすることができる。 (1) <u>個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)</u> (2) 移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいい、公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)